

令和3年度 第15回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年11月11日（木）14時00分～16時51分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、片谷委員、五嶋委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	上野委員、押田委員
開催形態	公開（傍聴者 10人）
議 題	1 （仮称）横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書について 2 （仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について 3 旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和3年度第13回・第14回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第13回・第14回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）（仮称）横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>イ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明、ありがとうございました。それでは、委員の皆様からただいまの説明の内容について、御質問や御意見がありましたらお願い致します。挙手をしていただければ、指名をさせていただきます。何かございますか、よろしいでしょうか。</p> <p>配慮書段階と判定届出書段階との違いが非常によく分かる整理された資料になっているかと思えます。よろしいでしょうか、特に御質問等はございませんか。</p> <p>特に御質問等がないようですので、事業者の皆さま、どうも御説明ありがとうございました。御退出をお願いいたします。</p> <p>（事業者退出）</p> <p>エ 審議</p> <p>【奥会長】 それでは、審議に入ります。改めて御質問や御意見がございましたら、お願いいたします、何かございますか。</p> <p>特に御意見がないようであれば、本件の今後の進め方について、まず事務局に確認をしたいと思います。</p> <p>【事務局】 今回の審査会を通しまして、今後補足説明する事項は無いと把握しております。これまでにいただいた御指摘事項につきましては、事業者が全て説明しており、今後補足説明が必要な事項は無いと言えらると思えます。そのため、事務局におきまして、これまでの審議内容を踏まえまして、答申案を作成いたします。</p> <p>つきましては、次回はその答申案について御審議いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>	

【奥会長】 委員の皆様、いかがですか、特に追加で説明をしていただかなければいけないような事項はないという、そういうことで、まずはよろしいでしょうか。皆さん、肯いていらっしゃるようですので、「特に追加での説明は求めない」ということにさせていただきます。そして、これまで事業者の方からいただいた説明では、総じて「本事業による相当程度の環境影響を及ぼすおそれはない」という、そういう説明だったかと思います。委員の皆様は改めて確認をさせていただきますけれども、その点については、いかがでしょうか。「相当程度の影響を及ぼすおそれはない」という、そういう整理で、そうなりますと、第2分類事業の判定基準に基づきまして、その先のフルアセスは必要ない、ということになりますけれども、そのような結論でよろしいですか。

皆様、うなずいていらっしゃるようですので、そのような方向で答申案を事務局の方では作っていただきまして、次回その内容について審議をさせていただきますということにいたします。それでよろしいでしょうか。では、事務局は次回に向けて答申案の準備をよろしくお願いします。

【事務局】 了解しました。

(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について
ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

【事務局】 前回の審査会において、事業者が説明しました補足資料について、会長より横田委員に御確認いただくよう指示がございました。横田委員のほうから意見をいただいておりますので、まずはそれを紹介したいと思います。

まず、補足資料 12 というものにつきまして、その図に「保全対象種の生息・生育環境創出」や「湧水環境等に配慮した水辺空間」、また「生息環境の創出に寄与するような調整池」等の記載がなかったので、図中に追記をしてくださいとのことでした。

みどりの実践エリアにおいて、日本庭園やアウトドア施設を湧水環境や生態系配慮型の調整池とどのように両立されるのでしょうか。生態系の保全措置に対する空間的な配慮や両立のあり方を具体的に示してください。また、みどりの賑わい・レクリエーションエリアに創出される生態系の保全措置が、賑わい・レクリエーションによる分断影響を受けると懸念されますが、補足資料 12 に記載のある「連続性に配慮する」とは、具体的にどのようなことでしょうか。このエリアと生態系の保全措置の両立のあり方を具体的に示してください。

補足資料 13 につきましては、相沢川の流量や水質等を項目選定しないとのことですが、本事業の土地被覆の変更に伴う供用時の雨水排水は、河川の流量や調整池の貯留量に影響するのではないのでしょうか。その場合、土地区画整理事業の保全措置と関連し、水循環は生態系とあわせてモニタリングしていくべきと考えます。流出先の環境の変化の影響をどう考えていますかというもの。

それと最後に、公園内における調整池の供用は、本事業の供用段階に含まれないのでしょうか。調整池を生態系とが一体的に整備するような維持管理をするのであれば、調整池の運用は公園事業にも大いに関与します。横浜市としてグリーンインフラの整備と維持管理において、調整池の供用

と公園の供用の関係をどのように定義しているかという観点から教えてください。以上が横田委員の御意見となっております。続きまして、指摘事項等一覧の御説明に移ります。

(指摘事項等一覧の説明)

イ 質疑

【奥会長】 はい。ありがとうございました。ただいまの指摘事項の説明について、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。今、事務局から御説明いただいた事項以外にも今日補足資料で御説明いただく内容はありますよね。

【事務局】 それ以外の事項につきましては、前回の審査会で説明済みとなっておりますので、今回は横田委員からの御意見に対して、残っている部分に対して、補足説明がございます。

【奥会長】 そうですね、こちらは公園整備事業の方ですね。分かりました。では、何か委員のほうから特に御質問等ないようでしたら、事業者の方に入場していただきまして、補足資料についての御説明を受けたいと思います。

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 はい、御説明ありがとうございました。それでは、委員のほうから、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ、横田委員。

【横田委員】 ありがとうございます。私が欠席をした間の書面の御質問に対して御準備をいただきまして、御回答ありがとうございました。それぞれ質問させていただきます。

まず(補足資料)16番の公園整備と生態系保全の両立についてです。配置における連続性に配慮をするという、配置における配慮を記載いただいているのですが、私が疑問に思ったのは、例えば日本庭園とこの生態系保全の両立のあり方というのが、どういうものをイメージしているのか、あとヘリポートが離発着するような広場空間と生態系保全の両立のあり方というのをどのように考えているのかという面と面の関係で、どういうふうに保全を配慮していくのかということだったので、そういった辺りでお考えがありましたらですね、教えていただければと思います。

【奥会長】 はい、事業者の方、お願いします。

【公園整備事業者】 これまでの審査会の中で御指摘ですとか御示唆をいただいたものを踏まえてですね、今後公園の施設の詳細配置を検討していく中でそういったものも具現化していきたいと思っております。また、その具現化したものを準備書において、お示しをさせていただければと思います。

【横田委員】 はい、分かりました。配置はもちろんなのですが、やっぱり構造的なところで最後保全をしていくということが多いかと思うのですよね。そういう構造的な配慮というものをきちんと盛り込んでいただくようお願いしたいと思います。

【奥会長】 はい、よろしいですか。

【公園整備事業者】 はい、分かりました。どうも、ありがとうございます。

【横田委員】 (補足資料)17番のほうですが、調整池の定格容量に十分見込ま

れていることはよく分かりましたので、お答えいただいた内容で理解いたしました。基本的にこの調整池の3番（調整池3）に入る雨水の流量にこの公園事業の雨水排水の影響は大きくはないという考え方ですよね。例えば、グラウンドとかそういう透水性のちょっと低くなるような土地被覆が整備されて、出てくる雨水も計画容量の中ではそれほど大きな問題ではないという考え方でよろしいのでしょうか。

【公園整備事業者】 もともと計画容量自体は運動場よりも厳しい流出係数で比較していますので、問題ないと考えております。

【横田委員】 分かりました。当然、保全措置としての浸透配慮とか、グリーンインフラ活用というのはおそらく準備書段階以降も盛り込める保全措置ですし、重要な保全措置かと思えますので、既に影響がないということであっても、やはりそもそも低影響にしていくという公園設計のあり方を是非、示していただければと思います。

【公園整備事業者】 承知しました。

【横田委員】 （補足資料）18番にいて、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【横田委員】 （補足資料）18番のほうですけれども、こちらは調整池の供用段階での考え方については分かりました。まずこの（調整池）4ですね、計画の段階で今、地上式になりましたので、地上式にすると、おそらくその施工段階とかで、保全対象とすべき生物への配慮というのが、地上として必要になってくるかと思うのですよね。そういった調整池が建設されるサイトでのあの保全措置のあり方はおそらく地上式になったことで新たに生じている事項かと思えますので、これはどういうふうに保全して、それから、復元していくのかということも含めて、準備書段階のほうで御検討いただきたいというふうに思います。そのときに調整池のおそらく構造が非常に重要で、やはりどういう護岸になるかとか、そもそも深さや容量がどれぐらいか、水面の水域はどれぐらいの大きさかといったような情報が今のところないので、そういったことをきちんと具体化していただいて、配慮の実現のための空間とその施工中の配慮についても、是非、具体化していただきたいというふうに思います。そういった形で準備書のほう、是非、充実していただければと思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます、事業者の方、よろしいですか。

【公園整備事業者】 はい、分かりました。どうも、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、準備書のほうで具体的に今、御指摘のあった内容についても示されるということを期待しておりますので、是非、よろしく願いいたします。他の委員の方はいかがでしょうか。よろしいですか。手を挙げてらっしゃる方は大丈夫でしょうか。公園整備事業のほうは、以上でよろしいですか。では、手を挙げてらっしゃる方はいらっしゃらないようですので、（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書についての事業者との質疑応答はここまでとさせていただきます。本件についての審議は後で最後に土地区画整理事業のほうとあわせて行います。

（3）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

なお、指摘事項A-16、C-15について、事務局回答等を行った。

【事務局】 指摘事項 A-16 について、前回の審査会終了後、御見識の深い藤井委員にも御相談させていただきました。その中で、供用後における農業振興地区での水田を含む農地の扱い、環境学習、市民菜園等についても確認しておくべきだと御助言をいただいております。このことは、酒井委員の御意見を踏まえましても、事務局として有用であると考えまして、事務局から事業者に補足説明を求めております。本日はこうした経緯から、水田の生物多様性として補足説明がございました。

指摘事項 C-5 について、配慮書手続きに入る前に現地視察を設定しておりました。事業区域内の現状、周辺の状況を実際に見ていただくことを目的に行っておりました。今回は、「区画整理」、「公園事業」、「軌道事業」の3事業が関連するため、これら3つの事業者が一同に集まり、現地を御案内することが分かりやすいということを考え、3事業をまとめて行う形とさせていただきます。実際に視察していただいた場所は、旧上瀬谷通信施設地区の区域中央部、区域全体が見渡せ、かつ解体される米軍の旧施設を確認できる地点、南東部の和泉川の源流域が見渡せる地点（公園エリア中心）、上瀬谷ラインの新しくできる駅や車両基地がイメージできる地点、そこから海軍道路の桜並木や上瀬谷ラインのルートをバスで移動し、上瀬谷ラインの起点となる瀬谷駅周辺を御覧いただきました。現地の滞在時間は正味1時間程度でしたが、現場を歩いての視察は1箇所当たり10分程度となっています。現場視察は手続きに入る前の段階のもので、その時点で得られた情報を基に限られた時間の中で有効に視察いただくことを念頭に企画しましたが、今回、様々な御意見をいただいたことを受け止めまして、今後、視察を設定する際には、事業の特性、あるいは地域の特性を踏まえ効果的に視察いただけるよう、努めてまいりたいと思います。本日は、土地区画整理事業者が補足資料を用意いたしまして、意見陳述者が言及された場所についても説明がございましたので、よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上になります。

イ 質疑

特になし

ウ 事業者資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今（御説明）いただいた補足資料の説明内容について、委員の方から御意見、御質問等を出していただきたいと思っておりますけれども、最初に藤井委員から御意見があると事前に事務局から伺っておりますので、まず藤井委員からお願いいたします。

【藤井委員】 意見というかコメントになりますが、まず、最初に補足資料51の「鳥類のねぐら調査の時間帯について」の説明については、修正するというところで、了解いたしました。内容としても問題ないと思っておりますので、このまま進めていただければと思います。谷戸のことなのですが、水田がなくなるという御説明で、おそらく実際に地権者の方で水田をやるという方がいらっしゃらないのかもしれないですけれども、それが本当に地権者の全員が水田をやるという方がいらっしゃらないからこのような結論になっているのか、水田そのものを維持していくことが構造的に難しいという話だったのか、後で御回答いただきたいのですが、いずれにしても、

実際に作る谷戸環境で草地、湿地、草地、湿地の繰り返しでミティゲーション的な観点からつくっているのだと思うのですが、その部分が、環境学習としての利用という部分が一つ考えられているという話もされているのですけれども、やはり生物が人の影響を受けない部分が重要ではないかという話もこれまでコメントさせていただきましたので、環境学習としての人の利用も重要なのですけれども、人の影響を受けない生物の生息地としての重要性も検討いただいて、今後、バランスが取れるような利用形態を今後、検討していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

もう1点、私の（指摘）関係ではなかったかもしれないのですけれども、補足資料50の「後背地との連続性に配慮した調整池について」のところで、「周辺を道路で囲まれた位置に配置することから、後背地との連続性に配慮した調整池とすることは困難である。」という御回答をされているのですけれども、これについても、単純に道路で分断されているから難しいと、そこで止まってしまうのではなく、全体を通してグリーンベルトで街路樹だとか色んな緑地でグリーンベルトのように繋ぐという話も事業者の方でされていたと思うので、配慮しながら単純に物理的に繋げるというのではなく、対象事業実施区域全体を通して緑地がうまく繋がっていく、調整池とも繋がっていく、背景（後背地）、周辺の森林にも繋がっていくという点を、是非検討を続けていただきたいと思います。これは蛇足になるかもしれないのですけれども、特に道路で分断される場所というのは、動物とか鳥の交通事故が起こりやすいのです。そのために、あえて街路樹のような高い物を配置することで、鳥が車にぶつからない高さを移動するような配慮も、当然、色々なところでやられていることですし、そのようなものも含め、道路があるから分断で仕方がないではなく、動物がうまく移動できるようなことにも配慮し、それでいて後背地と繋がるような緑道、グリーンベルトをつくっていけるような、全体の繋がりという部分を、是非配慮して進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。大きく3点ですけれども、事業者の方から御回答いただけますか。

【土地区画整理事業者】

1点目の水田の関係から御説明させていただきます。上瀬谷の街づくりについては、地権者がいらっしゃることから、地権者とずっと話し合いをしてきた経緯がございます。その中で、今回、農業振興地区につきましては、環状4号線から西側に設けようという御意見が結構多く、そこが、地権者が一番多いところなので、（農業を）やられている方が多いところで、そこについて色々話し合ってきたときに、まず、今の土地利用からいきますと、大門川という川があり少し窪んでいる地形が結構あるので、その地形をまず直してくれないかと、平らにしてくれないかという御意見が結構多くありました。これはもう皆さん、農業をやられている方の総意という形で、何とか平らにして欲しいという御意見がありました。その中で、平らにしてしまいますと、水田環境をつくるのは結構難しいですよ、という形をずっと意見交換したのです。その中で、水田環境は、上瀬谷については、水田はここではつukらない形ではないかという御意見がありました。そのような御意向を踏まえ、今回、水田環境はつukらないという形で考えているところでございます。これについては、一応、地権者の方たちと意見交換しながら、そのように決めた経緯でございます。

2つ目の環境学習につきまして、色々、環境学習をやってしまいますと人が入ったりして動物的には人が入るエリアも良いかもしれませんが、人が入らないエリアも必要だという御意見かと思えます。これにつきましては、今回の絵を作る段階から、有識者の神奈川県立生命の星・地球博物館にも意見を聴きながら、将来管理も含めて意見を聴いている部分があるのですが、藤井委員の御指摘のとおり、やはり人が入ってしまうと護れない生物がいるのだという御指摘も受けているところでございます。引き続き、今後、事業をやっていく中で、神奈川県立生命の星・地球博物館の先生たちと意見交換しながら、この環境をつくっていくことは決まっている部分がございますので、そういう意見を踏まえながら、どのようにやっていこうかということ、今後しっかり考えながら、藤井委員が先ほど言ったように、人が入るエリアと人が入れないエリアとの選別やそのようなバランスをとりながら検討を進めていきたいと思っているところでございます。

3点目の調整池の関係と後背地の関係の話があったかと思えます。今の段階でいくと、調整池は道路の脇につくっているだけでなかなか連続性は難しいという形で、今回の補足資料に記載してございますが、藤井委員の御指摘どおり、色々な形で、全体的に繋いでいくとか、鳥が飛んでくる環境なども含め、引き続き、事業実施段階で検討していきたいと思っているところでございます。説明は以上です。

【藤井委員】

ありがとうございます。最初の1点目のところで、もう1点お聞きしたいのですが、平らにして欲しいというのは、農耕地を作るために平らにして欲しいという、地権者の御意見だったのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

今、環状4号線から西側のエリアが、斜面地で農地をやっているような感じなのです。畑をやっている方、皆さん、斜面でやられている部分が結構多く、そこを何とか、この区画整理に併せて平らにできないかという御意見があったということ踏まえ、「では平らにしますけれども、ただ水が通りにくくなって、水田は厳しいですよ。」と言ったところ、水田については、「上瀬谷についてはいい」という御意見があったということから、この水田環境はここにはつくらないという形で方向性がまとまっているところでございます。

【藤井委員】

分かりました。ありがとうございます。説明の方は理解できました。ただ、今後もし可能であれば良いのですけれども、水田で田植えをしていくということが、一つは環境学習の一つになるということで、前回の陳述者の方たちの活動もあったと思うのです。水田そのものが生態系に大きく寄与しているという面もあるので、環境学習として水田を利用したものをどう維持していくかというのは考えなければいけないのですけれども。単純に湿地ではなく、水田というものがどこかに出来てもいいのではないかと考えています。また、これは質問なのですが、前回の陳述者の方たちが水田を利用して環境学習をやっていたようなものというのは、実際には、この事業計画の中では反映されないというか、引き継がれないものなのでしょうか。特に、その向こうの方（環境学習を行っている方）からは、コロナ禍でそのようなことを続けさせて欲しいというような御意見等はなかったのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

区画整理事業なので、地権者がいらっしゃいます。今の環境も地権者の方と環境活動されている方がマッチングして活動されている部分があるの

です。今回、地権者の意向としては、そのような形が難しいという話が結構ある中で、今回の民有地の中ではかなり難しいかと思いますが、公園のエリアで、先程最後に（補足資料 54 で）説明した、草地、湿地などの中で、そのような活動ができるかということは、引き続き話し合いながら、このような場で活動ができるかどうか含めて、これから皆さんと話し合いながらやっていきたいと思っていますところでございます。

【藤井委員】 はい。分かりました。ありがとうございました。こちらは以上です。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。水田もグリーンインフラとしての機能も持ち得るもので調整池的な役割も果たし得るものです。そうした観点からも少し考えていただければ良いと私も思いましたけれども、地権者もいらっしやることですので、是非全体として良い方向にいくように協議を進めていただければと思います。それでは、他の委員の方はいかがでしょうか。

【五嶋委員】 すみません。五嶋です。

【奥会長】 五嶋委員、どうぞ。

【五嶋委員】 すみません、水田の件なのです。私も同じ考えを持ったのですが、それに関して質問なのですけれども、窪地を無くすということで、窪地というか、高いところと低いところをならすということですよ。その後、一応、農業振興の一環でやっているわけなので、田んぼが難しいにしても畑にはするという考えがあるということですか、その点、質問したいです。

【土地区画整理事業者】 環状 4 号線の西側については、今、このスクリーン（補足資料 17 ページの図 54-1）の赤くなっているところです。全体が赤くなっているところは農業をやっていく形で、農業振興地区という形で位置づけているところでございます。

【五嶋委員】 田んぼをなくした場合にそこは何になるのですか。

【土地区画整理事業者】 一応、基本的には畑の利用になってくるかと。

【五嶋委員】 やはり農業はやるということですか。

【土地区画整理事業者】 そうです。はい。

【五嶋委員】 これも質問なのですけれども、やはり土地に上下があると農作業が非常に厳しい、ハードだということが背景にあるのでしょうか。

【土地区画整理事業者】 私も実際にやっているわけではないのですけれども、やはり斜面がある農地の扱いに関しては、皆さん結構強い要望があります。何とか平らにして欲しい。今回（の事業）に併せて平らにして欲しいという要望があったので、具体的な理由は私も完全には把握しておりませんが、皆さんの地権者の意向として平らな土地がベストだという御意見があったので、そのような形を検討させていただいたということです。

【五嶋委員】 今の話で、当然、地権者の意向というのがもちろんあるのですけれども、やはり横浜市が関わる事業なので、やはり本来あるべきところで調整する、あるいは本当の意味、本当の理由を相互に意見交換しながら、理解したうえで、基本的には環境への負荷をできるだけ少なくするというのであれば、従来の田んぼであったところは、できるだけ田んぼで残すという方向性を目指す必要があるのではないかという感想を持った次第で伺ったのです。2 点目は、暗渠化の話なのですけれども、暗渠化というのは全体の環境保全の中では、あまり現在では行われたいということなのですけれども、暗渠化している例はいくつもあると、例えば、愛知博の実例を御

紹介していましたがけれども、暗渠化すればその分、活動スペースが広がるというような御説明だったと思うのですけれども、環境学習の場になるということが理解できなかったもので、どういうことなのか、つまり水路が下に潜るのですが、それが環境の学習の場になるのですか。

【土地区画整理事業者】

記載させていただいたのは、暗渠化する部分と、先ほど、補足資料 54 の「相沢川の谷戸環境について」の谷戸環境でも御説明した部分のことが重複して書いてございますが、これを書いたのは補足資料 54 の、草地、湿地、草地、湿地という形で、下流部で相沢川の水を活用して、このような環境をつくることによって、その場が環境の活動になるということを記載させていただきました。この記載については補足資料 54 の谷戸環境の部分を意味しているという形で御理解いただければと思います。

【五嶋委員】

この文章ではそのように（読み）取れなかったもので、文章の工夫が必要かと感じました。3点目の質問は海軍道路なのですからけれども、海軍道路は、今ある海岸道路の桜並木は全部なくなるということなのですか。全体が伐採されて、それを環境保全に向けて新たに創出するという具体的なプランに関しては、今現在、この地域の人と話し合いをしているところだと理解して良いのですか。

【土地区画整理事業者】

そのとおりでございます。

【五嶋委員】

そもそも横田委員からの御質問で、桜並木の景観、少し遠いところから400メートル離れたところからの景観の写真（補足資料48の写真48-1(2)、(3)）を出していたかと思うのですけれども。私の質問は、その壁（擁壁）の、これは南側と北側になるのですか、壁の方向性としては。南側、つまり向かって右側の壁が左側の壁よりも、一方は2メートル、一方は1メートルというお話でしたね。この高さの違いがある理由は、どのような理由ですか。

【土地区画整理事業者】

農地の基盤を整備していく中で、少し段になっていく部分が出たりするので、ちょうどこの部分が段になっておまして、北側が低く、南側が少し高いという形の位置づけになっているところでございます。

【五嶋委員】

段になるというのは、土地がそもそも高いということですか。盛土しているような感じだということですか。なぜ、あえて景観も悪くなるような高い壁を設置しているのかの理由を知りたいと思ったのです。

【土地区画整理事業者】

今、この地形上、なかなか分かり難いのですけれども、西側の1番際の方が、若干、低いのです。もう少し東側に向かうと平らなところが出てくるのですが、西側が一番低くなってしまっているのです、そういう形（擁壁）になっているということで御理解いただければと思います。

【五嶋委員】

壁は必要なのですか。

【土地区画整理事業者】

土地利用を有効活用していく中では、壁が必要だと考えています。

【五嶋委員】

高さも違った壁が必要だということですか。

【土地区画整理事業者】

この辺は、今後、地権者と相談していく中で、若干変わる可能性があるかもしれませんが、今は最大限土地利用するためには壁が必要だという形で御理解いただければと思います。

【五嶋委員】

はい、ありがとうございました。

【奥会長】

はい、よろしいですか、五嶋委員。

【五嶋委員】

はい。

【奥会長】

それでは片谷委員、横田委員、それから宮澤委員も手を挙げてらっしゃ

います。酒井委員も手を挙げてらっしゃいます。では、まず、片谷委員からお願いします。

【片谷委員】

はい、ありがとうございます。事業者の皆様、たくさんの資料を出していただいて、ありがとうございます。私の本当の専門は大気なのですが、災害に関わる仕事をしている関係で、補足資料 47 で今まで気付かなかったのが非常にまずかったと思ったものですから、発言させていただきます。この事業の市長意見の期限が迫っていると思いますので、もしかすると公園整備事業の方で言うべき話かもしれませんが、補足資料 47 について 2 点お尋ねします。

まず 1 点目は、これだけ大規模な防災拠点として活用することを想定するのであれば、今回の計画の中での道路用地が足りないのではないのかというのが懸念としてあります。それが 1 点目です。

もう 1 点は、私は災害（に関わる仕事）をしている関係で、阪神や東日本の被災地にも行っているのですが、どこでも、やはりこのような防災拠点を作る、復興の過程の中で防災拠点をつくるということをやっているわけですが、やはりヘリコプターが降りられるような場所というのは、通常、何のために使っているかということ、大体グラウンドなのです。今回、その用地が公園用地と重なっているということが心配でして、完全に分けられるのであれば良いのですが、もし防災拠点として使われるのであれば、先ほど公園整備事業の審査で話が出てきました公園の生態系の保全に対する考え方というが、実施できなくなるという懸念があり、これは横田委員にお尋ねした方がいいのかもしれませんが、その点が懸念として出てまいりましたので、この防災拠点が公園とどの程度重なるのか、重なっている場合に生態系の保全はどうする計画なのかをお尋ねしたい、これが 2 点目、以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。今、お答えになれる範囲で御回答をお願いします。

【土地区画整理事業者】

1 点目は道路用地が足りないという御指摘かと思えます。今回、この計画に併せて、この区画整理エリアとは別に、地区外の八王子街道の拡幅ですとか、瀬谷地内線の接続ですとか、地区内には環状 4 号線の拡幅と地区内の下から数字の 2 本目、真ん中 3 本の道路、環状 4 号線と並行し南北に通過する都市計画道路と、八王子街道の拡幅ですとかを計画しております。防災上、これで足りるか、足りないかということまでは検証できていない部分がございますが、一応、この道路を整備させていただく形で考えております。一応、これでここに遠くからアクセスしていただくことを考えているということがございます。道路が足りないということ、これで足りているのかということは分からない部分がありますが、一応、このような計画でございます。

【片谷委員】

はい、分かりました。今、現時点でそこまでののだろうかと思えますけれども、やはり実際に災害が起こってしまったときに、例えば、重機を運ぶ車両のようなものが、身動きがとれないというようなことが起こってしまってからでは遅いので、他の地域での事例を調べていただいて、是非工事段階までの間にその点を、しっかりした設備にさせていただきたいという希望です。

【土地区画整理事業者】

ありがとうございます。一応、道路につきましては、今、この中で整備するこの都市計画道路を予定しているところは、一応、基本的には 2 車線

で幅員 26 メートルと広幅員を計画しておりますし、電柱をなくすような計画で無電柱化などにしまして、一応、防災性に資する道路に位置づけを考えているところがございますので、全部がこれで足りるかどうかは分かりませんが、これに区画道路といて少し細い道路も加えていくような形で考えているところがございますが、これで何とか賄っていききたいという形で御理解いただければと思います。

【土地区画整理事業者】

2 点目が生態系と防災との連携というか、なかなか難しい部分があるのですが、基本的には、今回の私どもが計画している相沢川周辺のこの環境（補足資料 54 を映写）は、まず相沢川の周辺の地形を生かした形で、そこについてはこの環境をつくっていくということで考えているところがございます。それ以外の、もう少し東側のエリアで今の平らな部分を設けさせていただいて、そこにヘリポートですとか、宿営などを想定することを考えておまして、これが完全に生態系と、どううまくやっていくかということにつきましては、引き続き検討になっていくのですが、一応、今、ハビタットタイプですとか、そのような形の生態系については、ここの方（相沢川周辺）で概ね代替させていただくと、東側については草地環境の平らな環境をつくっていくという形で、今、考えているところがございます。

【片谷委員】

はい、ありがとうございます。公園整備事業が、まだこれからになっていくのだと思うのですが、その中で将来、防災拠点として使われる可能性がある場所であれば、やはりその時点では生態系への影響が不可避になってしまうということを想定した計画にさせていただく必要があると思いますので、やはり災害の時はその生態系の保全まで意識しながら災害対応するというのは、ほとんど無理な状況になりますので、そういった点も考慮して計画を今のうちから立てておいていただきたいという要望です。

【土地区画整理事業者】

はい、ありがとうございます。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。それでは、横田委員どうぞ。

【横田委員】

補足資料 47 から補足資料 50 まで一つずつありますので、申し訳ないのですが、一つずつお伺いしたいと思います。

補足資料 47 についてなのですが、今の話の続きになりますけれども、公益的施設用地における防災用地の配置に関する情報というのが、出ていないのではないかと思います。これは非常に影響が判断し難い要素になっていて、本当は、特にその構造も分からないということで、この点をぜひ具体化していただきたいと思います。今、現在、その土地利用計画が準備書では 2 万 5000 分の 1 で全体を表現しているものが中心で、この 2 万 5000 分の 1 でこの準備書のスケールの影響を把握しきれないかという、非常に難しい部分があり、評価書ではもう少しきちんと拡大していただく必要があるのではないかと。準備書の中でどれ位の事業の熟度を求めているか、やはり気になったので、国のアセス（環境影響評価法）の主務省令を見ていたら、やはり準備書段階では、公共施設の配置をきちんと記載しなければならぬとなっているのです。今、現在出ているのは公益施設用地としてしか出ておらず、その中の公共施設の配置という側面から、地物の配置構成が分からないので、それで判断ができないのだと思うのです。その点はいかがですか。評価書の中で出すことはできますか。

【奥会長】

はい、どうでしょうか。

【土地区画整理事業者】	<p>公益的施設用地の中の応援活動拠点の計画につきましては、横浜市の内 部の話になってしまうのですが、一応、消防局や総務局に確認はしている のですけれども、現時点での広域応援活動拠点となっている三ツ沢公園や 学校なども、結構、広域応援活動拠点になっているのです。そこについて も、実際、計画があるかという、計画図はないというお答えをいただい ている部分がありまして、この上瀬谷について、今、計画を出して欲しい と伝えてはいるのですけれども、現実的には計画はないという形で回答い ただいている部分がございますので、今の段階でお示しできないという形 でお願いしたいところでございます。</p>
【横田委員】	<p>でも主務省令で、書かなければいけない事項に挙がっているのですけれ ども、その点はどのようにお考えになるのですか。</p>
【土地区画整理事業者】	<p>公共施設という考え方でいきますと、道路ですとか、調整池は公共施設 に当たるのですけれども、広域応援活動拠点として公益的施設用地や防災 機能につきましては、主務省令でその施設は当たらないという考えでいま すので、そこまで明確にはしなくていいという形で理解しているところで ございます。</p>
【横田委員】	<p>関連する道路が生じることはないのですか。</p>
【土地区画整理事業者】	<p>(もう一度お願いします)</p>
【横田委員】	<p>関連して道路などが中を走るとか、防災用地の中に新たにその道路がで きるであるとか、公園とは違った形での施設ができるということはないの ですか。</p>
【土地区画整理事業者】	<p>この中に防災に関して何か道路をつくるですとか、そのような計画は今 のところございません。</p>
【横田委員】	<p>では、これは公園相当と考えてよろしいのですか。</p>
【土地区画整理事業者】	<p>公園相当（とは）…。</p>
【横田委員】	<p>公共施設として、公園と同じものとみなされているということですか。</p>
【土地区画整理事業者】	<p>公園にある状態を利用するという形です。今ある道路や公園を使うとい う形で御理解いただければと思います。</p>
【横田委員】	<p>土地被覆の変更によって、やはり環境の影響が変化するものですよね。 そうするとその土地被覆の変更によって環境影響が変化するようになるも のも、（主務省令では）やはり挙げなさいと書いてあるのですけれども。例 えば、土地被覆が変更されて、例えば、ヘリポートが全てコンクリート面 になったとすると、それはやはり環境影響が変化して、公園で想定してい たものからまた違う可能性が出てくるかと思うのですけれども、そのよう なことは考慮されないのでしょうか。</p>
【奥会長】	<p>こちは公園整備事業の方ですかね。前回は酒井委員からも土地被覆、 路面をどの程度コンクリートで覆うのかとか、そのような話が多分出てい たと思いますが、公園整備事業の方で対応していただく話かもしれませ ん。</p>
【横田委員】	<p>工事計画の中で、例えば、地ならしや土地の舗装が入ると思うのですけれ ども、土地区画整理事業として、舗装の計画というものもあるのではない ですか。</p>
【公園整備事業者】	<p>公園整備事業として、今後、詳細を検討させていただきまして、準備書 でお示しをさせていただきますけれども、その中では、当然、園路等もつ くりますのでそのような部分での舗装というのは出てくるものと考えてお</p>

ります。

【横田委員】 私の質問は土地区画整理に舗装は含まれるか、含まれないのかということです。

【土地区画整理事業者】 土地区画整理事業として、この公園エリアをどう完成させるかという考え方につきましては、現時点で、切り盛りして造成をして終わりという形で御理解いただければと思います

【横田委員】 舗装は入らないですか。

【土地区画整理事業者】 はい。

【横田委員】 分かりました。それは重要な点かと思いました。補足資料 48 も同じように、今回、景観の中で盛土の高さという情報が出てきていて、盛土高さに関する情報というのは、今まで準備書の中で出てきていない情報ではないかと思うのですが、どこかに記載はありましたか。

【土地区画整理事業者】 (準備書の) 2-18 ページに切り盛りの着色が出ておりまして、2-9 ページに断面図が載っているという状況でございます。

【横田委員】 これで盛土と切土の場所の違いはわかりますか。

【土地区画整理事業者】 2-9 ページでは、ここの部分で切り盛りがどこであるかは分からないですけれども、2-18 ページを照らし合わせていただくと、ここが盛土区間、ここが切土区間という形が、縮尺で重ね合わせるのなかなか難しい部分がございますが、この部分で重ね合わせると分かるという形になっているところでございます。

【横田委員】 通常、切り盛りバランスというのは土量で出すものであって、体積計算をされると思うのですが、そうすると面に対して高さが入っている情報がないのではないのでしょうか。

【土地区画整理事業者】 ないです。

【横田委員】 それは載せるべき情報ではないかと思うのですが、評価書で載せることはできますか。

【土地区画整理事業者】 どこまでやるか含めて、申し訳ないのですが、持ち帰らせてください。

【横田委員】 はい、分かりました。地域の方にとっては非常に重要な情報ではないかと思いました。補足資料 48 の桜並木の予測評価なのですが、代償ですね、桜並木の創出が今現在、位置や規模も協議中である中で、眺望景観、圍繞景観が代償されるというのは、どのような根拠なのでしょう。代償というと、失われる影響が補われるような、新たな桜並木の創出が必要になってくると思うのですが、なぜここで代償と言えるのでしょうか。

【土地区画整理事業者】 今日の資料にも書いてございますが、今、桜並木の検討会ということを行っております。これにつきましては、このタイトルにも書いてあるとおり、海軍道路の桜並木に関する懇談会ということなのですが、桜並木を再生することをテーマに懇談会をやっているのです。ですので、なくなって何もしないということではなく、何とか再生して、再生するためにはどのような方法が良いかということをお話して合っているところなので、今の段階でなくなることは無いことから、代償ということを記載させていただいているところでございます。

【横田委員】 これが眺望写真の事前、事後で表現できる代償と考えてよろしいのでしょうか。写真 48 の中に新たに植えられるという理解でよろしいのでしょうか。

か。

【土地区画整理事業者】

写真 48 の中に海軍道路の中には樹木を植えていく形で考えているのですが、まだ樹種などは決まっていないというところで御理解いただければと思います。

【横田委員】

どのように代償されたかということが写真 48 から読み取れないのです。

【土地区画整理事業者】

決まった樹種を描けば良いのですけれども、決まっていない部分がございますので、代償、桜並木の創出はしっかりやっていくのですけれども、ここに記載できないという状況なので、記載していないという形になっているところがございます。

【横田委員】

樹種の前に、規模の問題です。どの規模が代償されている部分なのかということが分からないのですけれども。

【土地区画整理事業者】

規模（ですか）。

【横田委員】

眺望景観として遠景から捉えた景観資源としての桜並木が何メートルあって、その何メートルのうちの何メートル位が消失して、そのうちの何メートルが代償されるのかという規模感です。

【土地区画整理事業者】

延長的な範囲でいきますと、それはしっかりとその範囲の中に街路樹を植えていく形なのですけれども、ピッチがどうかとなると、それはまたこれからの話になってくるかと思います。

【横田委員】

総延長で構いません。

【土地区画整理事業者】

総延長は、全部、基本的に、上瀬谷の基地の中でやっていく中の約 1 キロメートルにつきましては、全て植えていく形で考えているところがございます。

【横田委員】

同じ場所に代償的に植えていくという理解でよろしいのですか。

【土地区画整理事業者】

同じ場所という用語弊があるかもしれませんが、拡張した中での延長的な範囲はやっていくという形で御理解いただければと思います。

【横田委員】

それがこの写真 48 の範囲でやるということですね。

【土地区画整理事業者】

写真 48 の範囲はもちろん入っている形です。

【横田委員】

端から端までと理解できるのですね、代償地になっているということが。

【土地区画整理事業者】

今回の区画整理エリア内の中にはやっていくような形で御理解いただければと思います。

【横田委員】

写真 48 を基に予測評価されておりますので…。

【土地区画整理事業者】

写真 48 の範囲は両端とも跡地の中に入っておりますので、この中で代償していようなく形です。

【横田委員】

この中は全てが代償の対象範囲であるということですか。

【土地区画整理事業者】

はい。

【横田委員】

それはどこかできちんと書いていただきたいと思います。代償の範囲が分からないので、代償の範囲についての記述を追記してください。

【土地区画整理事業者】

はい。

【横田委員】

補足資料 49 に関しても同じような質問になってしまうのですけれども。この鎌倉古道の北コースの影響予測において、影響が生じるという結論になっているのですけれども、コースのどこでどの程度という情報がきちんと、定性的にでも書かれる必要があり、どこでどの程度という情報は、どのように出していたらいいのでしょうか、というのか 3 つ目の質問です。

【土地区画整理事業者】

どこにどの程度という記載がなく、大変申し訳ございませんでした。

今、考えているのは、今日の補足資料の 11 ページの中で、跡地の中、ちょうどこの位置が四角で囲んだ「瀬谷区」と書いてある辺りから北に向かって、上瀬谷小学校に向かう道、この区間の中では、どうしても工事期間中や将来においても影響が出ると考えているところでございます。

【横田委員】

逆に言うと桜並木以外では影響はないのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

鎌倉古道北コースでいくと、今、私が御説明した区間でございます。

【横田委員】

そこから上瀬谷小学校に西に入っていくような歩道の一部というのは影響がないのでしょうか。

【土地区画整理事業者】

上瀬谷小学校に向かって入っていく道、ここは影響あります。

【横田委員】

ここの影響についての記述はどこかにありますか。どのような影響が生じるかという。

【土地区画整理事業者】

今、マーカーしているところ（補足資料 9 ページ(1)a) なのですが、海軍道路の桜並木や上瀬谷小学校周辺の道路については対象事業実施区域に含まれているという形なので、そこが一部変更される可能性があり、影響が生じると予測します、と記載しているところでございます。

【横田委員】

変更があるということとはなくなるということですか。消失するということですか。

【土地区画整理事業者】

上瀬谷小学校に向かつての環境に桜があるかということ、ここは、桜はありません。

【横田委員】

桜ではないです、すみません。「コースの一部が変更される」という、この「一部が変更される」というのは、消失されるという意味ですか。

【土地区画整理事業者】

変更されるというのは、上瀬谷小学校に向かう道路の形状が最終的には変わりますので、工事期間中はこちらに行ったり（迂回したり）ですとか、最終形はここに移動するという形になるということで御理解いただければと思います。

【横田委員】

それは復元されるのですか。

【土地区画整理事業者】

もちろん、道路なので復元をしていきます。今、上瀬谷小学校については、歩道がない道路ですけれども、しっかり歩道を整備して、しっかり区画道路として位置づけて整備していく予定でございます。

【横田委員】

それは、鎌倉古道北コースとして復元されるということでよろしいでしょうか。

【土地区画整理事業者】

鎌倉古道北コースと言えるかどうかはこれから調整になるかもしれませんが、一応、ルートの的には鎌倉古道北コースとほぼ同じルートで復元される形と御理解いただければと思います。

【横田委員】

やはりレクリエーションのフィールドというのは、その周辺を含めてですけれども、文化的施設を巡るであるとか、そのような側面があるかと思っておりますので、そういったものに対する影響も考えられるかと思っております。利用性、快適性、共にそのような具体的な影響を記述いただくことはできますか。道路がぶれるということであれば、周辺施設、文化的な資源に関する影響など…。

【奥会長】

横田委員、それは評価書においてということですか。

【横田委員】

はい、いずれもそうなのですが。

【土地区画整理事業者】

（手持ちの鎌倉古道北コースのパンフレットを掲げて）鎌倉古道北コースというのが、このパンフレットがあるのでありますが、ここについては、ほとんど海軍道路の桜以外、影響する範囲にはないのです。ほとんど

西側の現道部分にお寺さんですとか、銀行の跡地、地蔵尊があるという形なので、海軍道路沿いは、桜以外はないということだったので、ここに何が影響するかということは、海軍道路の桜だけという形になるかと思っています。

【横田委員】

上瀬谷小学校と海軍道路の出口のところの影響は、やはり周遊道路が分断されるという影響がありますし、桜並木以外の部分、対象事業実施区域内の古道の範囲というのは、やはり全体のレクリエーション活動に影響するように思います。ですので、影響がないとは言い切れないのではないかと思います。その点、きちんと予測評価をしていただきたいのですけれども。今現在、一部変更という言葉しかなく、どの程度の影響がどこに生じ得るかということの評価書で追記いただきたいというお願いです。

【土地区画整理事業者】

評価書に記載する方向で検討させていただきます。

【奥会長】

横田委員、まだ他にもございますか。

【横田委員】

そうなのです。あと2つほど。

【奥会長】

他にも発言されたい委員いらっしゃるの、まとめて、全部言っていたいて、もう少しコンパクトでお願いします。

【横田委員】

すみません。私はコンパクトのつもりなのですけれども。

【奥会長】

すみません。

【横田委員】

補足資料 50 なのですけれども、この調整池 4 なのですけれども、地上式にしたことで、面積は広がらないのですかという質問です。

【土地区画整理事業者】

容量は決まっていますので、地上式にすることによって面積が広がるか、広がらないかについては、これから公園事業と連携しながら検討を進めていきたいと思っています。

【横田委員】

その範囲についても、やはり明記していただかないといけない部分ですので、きちんと（事業）計画の事項として記載していただきたいとします。やはり、面積が定まらないで周辺で生態系に対する配慮ができないと言われるのも理解できない部分があり、後背地が生かせないという言葉の意味がよく分かりませんので、面積に関して明確にしたいと思っています。盛土、切土の範囲にも入っていないのですけれども、盛土、切土は必ず生じるように思いまして、それについてもきちんと明記していただきたいと思っています。

もう一点は、盛土の高さの情報が丸々出ていないのですけれども、盛土をするということは、流出環境が増えるということでもあろうかと思えます。今現在、流出係数で土地被覆としてはというバランスは計算されていると思うのですけれども、水の集まる速さ自体は、フラットな状態に比べれば速くなるのではないかと思うのです。そのようなところの流出計算が盛土をきちんと反映したものなのかということを確認にしたいというのが最後のお願いになります。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。今の点もいかがでしょうか、事業者の方。

【土地区画整理事業者】

今、ここで即答できないので持ち帰ります

【奥会長】

はい、お願いします。では、お待たせしました、酒井委員、最初に手を挙げていらっしゃるの、お願いします。他にも発言されたい方、今のうちに手を挙げておいていただければと思います。お願いします。あと宮澤委員ですね。

【酒井委員】

よろしいですか、酒井です。

【奥会長】

はい。どうぞ。

【酒井委員】

補足資料 54 についてなのですけれども。まず、図 54-2 が、このテキストの中で引用されておらず、どのような意図で出されているのか分からないのですけれども、そこは本質的なところではないです。今、ここで問題になっている谷戸、水田のところはメインテーマになっているので、水田位置を示したいのだろうという推測なのですけれども、このメッシュの表記の仕方はすごく断片的で全体的にかなり粗いのでよく分からず、準備書 8-61 ページ見ると、植物の調査位置（の図）にベースとして植生タイプとしての記載ですけれども、水田雑草群落が見て取れます。幅が狭いのですけれども、これが大門川と相沢川に沿って帯状に、敷地に沿って北から南にずっと連なる形で連続しているということが分かります。幅が狭いのでメッシュにすると消えてしまうのかもしれないのですけれども、実際は、水田生態系というのは帯状に連なってそれなりにあるということは見取れます。

今まで、例えば、水生生物の調査などのところで、河川のものとは水田のものがなんとなく一緒に扱われていたと思うのです。生息地の種類は違うものなので不思議なのですけれども、評価書の段階ではきちんとハビタットを分けて調査を行い、保全措置が妥当なのかどうかということを変更してきちんと評価していただきたいと思います。それは動物だけではなく植物についても同じことが言えるはずです。今のところ、事業者さん、いかがですか。他にも質問があるのですけれども。

【事務局】

すみません。

【奥会長】

はい。事務局。

【事務局】

今回、補足 54 を添付しましたのは、指摘事項等一覧の説明時に御説明させていただきましたように、前回の意見陳述の中で相沢川の谷戸環境が話題になりましたので、今回、事業者に用意いただいたという背景がございます。以上です

【酒井委員】

それでは、この間の説明の谷戸はこの中のどこなのですか。

【奥会長】

それは、まだ何か資料準備中ということで、次回、示されるそうです。

【酒井委員】

それは置いておいて、今の私の話についてはいかがですか。

【奥会長】

いかがでしょうか。

【土地区画整理事業者】

今、最後におっしゃられたところは、予測に関して水田で確認されたもの、河川で確認されたものを分けずに予測しているという御指摘でしょうか。

【酒井委員】

きちんと分けて予測されていましてか。準備書 8-61 ページを見ると、水田はかなりしっかりと帯状に広がっているのですけれども、その認識はされているのかということ、それから、きちんと予測するのであれば、例えば、水田が何箇所、そうではない河川が何箇所という具合に分けて調査すべきだと思つたのですけれども、きちんとそうになっていたのかということではす。

【土地区画整理事業者】

例えばですけれども、動物の予測で、準備書 9.10-108 ページ以降に種別の予測が入っているのですけれども、その中で具体的に確認された環境が水田であった、もしくは相沢川の水路であった、どこで確認されたということは記載しながら、相沢川がどうなるか、水田がどうなるかということで予測を入れておりますので、確認されたものが同じ水というだけではな

く、水田で確認された、河川で確認された、というところは押さえながらの予測をしております。

【酒井委員】

そうですか。準備書のつくりだと、この植物のところは、ベースとして生態系のタイプが分かるという図面になっており、準備書 8-61 ページの図 8.2-7 を見ているのですが、例えば、付着藻類の調査場所ですね。今、手元でよろしいですか。今、図 8.2-7 を御覧いただいていますか。

【土地区画整理事業者】

はい。8-61 ページを見ています。

【酒井委員】

はい、

8-61 ページ。今、たまたま、このページにアクセスできたので、これを見ているのですけれども、例えば、付着藻類 2 は水田の方で調査されているのですか、どっちなのですか。また、水田での調査というのは、もしこれが水田だとしても、これを生かすだけですね、河川で何箇所、水田で何箇所という具合にシステマティックにきちんと調査を行い、それで影響評価を行う、そのような手順が必要ではないかと思えます。これは付着藻類についての話ですけれども、きっと全般について言えるのではないかと思えます。動物の方は、そもそもこのような地図の上で表記されていないので、どこで調査しているのか、よく分からないですというのが 1 点です。

【土地区画整理事業者】

まず今のところの回答でよろしいですか。

【奥会長】

はい、どうぞ。

【土地区画整理事業者】

植物については、先ほど酒井委員が見られたところ（準備書 8-61 ページ）が、方法書時点の調査方法のところにあたりまして、図面が確かに広範囲になっているところはあるのですけれども、植物の調査、予測、評価の箇所は準備書 9.11-4 ページにもう少し具体的に示したものを記載しております。

【酒井委員】

すみません。これを見ても、調査が河川の中の水草を見ているのか、水田の中を見ているのか、これでは分かりませんよね。

【土地区画整理事業者】

すみません。準備書をもう一度確認させてください。

【酒井委員】

はい。

【奥会長】

他にもあれば、お願いします。

【酒井委員】

地権者の方と事業者の方が合意すれば、もう土地の改変が進んでも仕方がないというようなことを繰り返されていますけれども、都市域の里山の公益的な価値は高いです。（前回の審査会で行われた）意見陳述をされた方の話も、突き詰めればそのようなところかと思うのですけれども、その辺をどう考えるか、そこを重視していただきたいと。象徴的だと思ったのは、代替措置として新たな保全地を創るということだけで、その湿地環境、例えば谷戸、水田環境的な使い方ですので、先日のような（意見陳述された）団体さんに使ってもらえないかどうか、これから協議するとおっしゃられましたけれども、本来はそうではなく、一緒に考えながら計画を作っていけば良いのではないかと、場所を用意してここに代替地ありますけれども使いますか、そのような流れはどうかと思いました。それから、農地、環境保全策の中で生態系の質が担保されることも一つの論拠として、農地の環境が維持されるということになるかと思うのですけれども、確認したいのですけれども、これから、地権者と事業者が合意すれば速やかに農地ではなく、別の用途に転用できるということはないのですか。

- 【土地区画整理事業者】 農業振興地区の中での農地利用ではなく、区画整理事業後、農地から転換することを地権者ができるかという御質問でいいですか。
- 【酒井委員】 そうです。
- 【土地区画整理事業者】 基本的にこちらの農業振興地区につきましては、現時点でも農用地（区域）というものがかけられており、農地転用ができない形になっています。今後の農業振興地区については、これからも地権者の方々と協議しながらやっていくものですが、今のところ農業に資する土地利用として、土地改良のような事業の中で農地として造成し、農地として使っていただくということを前提としているので、実際どのような区域でどのような形で農用地域として残していくかは分からないのですけれども、農地法の中で農地として守られる形で農業振興地区を整備していきたいと考えています。
- 【酒井委員】 分からないというのはどのような意味ですか。
- 【土地区画整理事業者】 実際には、この農業振興地区の中で、実際、農業に資する土地利用として、農地だけではなく、例えば、ある程度の施設で農業をやりたいとか、そういった場合には、農地法上での扱いというのがまだ決まっていないのですけれども、極力、農地として担保できるような形の土地利用として、できるような農地法上の制限もかけていきたいと考えています。
- 【酒井委員】 そうなのですか。切土、盛土を行い、平地にして、擁壁を造ってというのは、もしかしたら、例えば宅地的なものへ転用というのを将来的には考えているのではないかと思ったのです。それは杞憂ということでしょうか、
- 【土地区画整理事業者】 基本的には、今回、市街化調整区域を含んだ一体的な土地区画整理事業として行う目的で、農地と都市的土地利用の一体的な区画整理をやるというために、この特区で区画整理事業をやっているのです。横浜市としても農業振興地区は市街化編入せずに（市街化）調整区域のまま残し、将来的にも農地として使っていただくという前提の区画整理事業を実施していきます。
- 【酒井委員】 ありがとうございます。はっきりおっしゃっていただいて、ありがたいと思います。あともう一つあるのですけれども…。
- 【奥会長】 酒井委員、途中ですみません。田中修三委員が途中退出されるそうなので、先に田中修三委員に御発言いただいてから、また酒井委員に戻っても良いですか。
- 【酒井委員】 はい、もちろん。
- 【奥会長】 すみません。では、田中修三委員、どうぞ。
- 【田中修三委員】 今日の補足資料 52、大門川と相沢川の暗渠化の理由と経緯ですが、暗渠化の理由と経緯についてはよく分かりました。関連で確認したいのですけれども、暗渠化の理由の中に書いてありますが、2つ目の段落のところで、モニタリングを行い、水質が悪化している場合には環境保全措置を講じるということですが、これについて、前の審査会でも具体的にはどのような措置を考えていらっしゃるでしょうか、という質問があったと思うのですけれども、これについて、その後何か検討されたかどうかということと、もう一つは関連して、大門川の上流側の水質と下流側の水質でだいぶ水質が綺麗になっているので、それが暗渠化になると浄化力が低下するのではないかという懸念があるわけですが、それに関連して、もし

この流量がかなり増えて、下流側で増えて、単なる希釈で BOD の水質が見かけ上良くなっているのであれば暗渠化しても、その点は心配ないかもしれないということを以前申し上げたのですが、流量についてはいかがだったかということも、もし分かれば今教えていただいて、今日分からないのであれば、また後日にでも教えていただければと思います。以上です。

【土地区画整理事業者】

もし環境基準を超えた場合の具体的な対応なのではけれども、予測の不確実性が非常に高く、なかなかこの項目でこれだけ超えるという定量的な見解が示せないものですから、申し訳ないのですが、出てきた（環境基準超過した）物質、何が、例えば、BOD が超えたのか、あるいは亜鉛、そのようなものが超えたのか、上流側で超えているところもありますので、そういった状況に応じて具体的な取るべき対応が変わってくると思います。そのようなことを踏まえ、対応していきたいと考えております。効果的な対応を取らないとまずいと思いますので、実態を踏まえた適切な対応をしていきたいと考えております。

【田中修三委員】

それについては、評価書ではそのような文言をどこかに記載されるということですか。

【土地区画整理事業者】

そうです。

【田中修三委員】

はい、分かりました。流量の方はいかがでしたか。

【土地区画整理事業者】

流量につきましては、再検討させていただきます。

【田中修三委員】

はい、分かりました。では、私は結構です。

【奥会長】

よろしいですか。はい、ありがとうございます

【奥会長】

それでは、酒井委員、すみません、お待たせしました。

【酒井委員】

すみません。農地の生態系というのは、畦や法面なども含んだものなので、今、初めて擁壁というものができて、言われてみれば切土、盛土と聞いて、そこへ思いが至らなかったのではけれども、農地であれば同じ農地の生態系が維持されるというのは大間違いなので、いわゆる法面のようなものが全くなくなるような、そのようなことも踏まえ、評価書ではその辺も含めて影響評価を行い、保全措置が適切かどうかを改めて検討いただければと思います。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。よろしいですか、事業者の方。

【土地区画整理事業者】

はい、分かりました。

【奥会長】

では、宮澤委員、お待たせしました。

【宮澤委員】

すみません。引き続くのですがけれども、農業振興地域のところは盛土をするということのようではけれども、土はどこから持ってくるのですか。

【土地区画整理事業者】

環状4号線の東側の方が結構切土が多いので、その土を持ってくる形を考えているところでございます。

【宮澤委員】

農地というのは、一般的には土づくりにずいぶん苦労されるのです。ただ土を持ってくれば農地になるわけではないわけなので、これ、本当に営農するのですか。

【土地区画整理事業者】

農地も表土まで（切土して）、全部持ってきた土を使うわけではなく、表土は今の土を使ったり、改めて購入したり、そのようなことは考えているところでございます。

【宮澤委員】

酒井委員ではないのですがけれども、将来の宅地化へ向けての準備なのかなという気がしてならないのですがけれども、そういうことで。そのために東側の部分も大体同じような面積に匹敵する部分の切土をすると、さらに

相沢川の平坦な土地にするように、そこにも切土して盛土もすると、こういうことですね。やはり相沢川が、残された跡地のかなり重要な水系になっているような気がするのです。それもかなりの大半の部分が切り回しされて暗渠化されるということは、ここの水環境の水循環といいますか、そうしたものを大きく改変する行為なわけで、私としてはこれがいくら下（南）の方で代償措置を取るからといって、失われた環境の大きさを見ると、その喪失の大きさを見ると、正直、暗たんたるものがあります。専門家のコメントの中で、確かそのようなコメントがあったと思います。「このままの土地利用計画では、環境も何も配慮していないように感じます。」という感想もありましたけれども、正に、これだけは今になって出てきたわけですが、切土、盛土をかなり全面的にするということで、特に、相沢川のところの重要性、もちろん大門川もそうですけれども、この相沢川の暗渠化はもう一度、検討の余地がないのか。一体的な宅地としての利用を促進する、それはよく分かります。ただ、一体的な宅地の利用というのは、暗渠化する方法だけではなく、他にもあると思うのです。それが工夫だと思うのですが、そこが非常に残念で、再考の余地はないのかと強く思います。

それから、今回、3つの事業（区画整理、公園整備事業、上瀬谷ライン整備事業）に分けて、単発的に切れ切れにやっていくわけで、なかなか総合的な判断ができないのです。全体を見ていて思うのは、そもそも、このゾーニングの土地利用方法については、問題はないのですけれども、今更文句を言うつもりはないのですけれども、そもそもこの土地が2次的な自然といえ、かなり自然度の高いところが残されており、ゾーニングはこれでいいけれども、基本的にどの部分を大事にして残して、環境保全していくかという点について、優先順位はどうも違って、始めにこうします、その結果、環境がこう変わりますので代償したり、回避したりという発想なのですが、この件については、残念ながらこれだけ大きな土地だったので、できれば本当は、ここが大事な部分だ、ここは保全しなくてはならない、その上でこのゾーニングをどう工夫していくか、このゾーニングでも良いけれども、どのようにしていくのか、そのような発想が欲しかったと思います。ここまで進んでいるので、もう今更ですけれども、そのような発想がこれからできないのかと思います。深谷（通信所跡地の事業）に関しても（同様）です。ということで、一つの感想と、一つは相沢川の見直しを考えていただきたいということでございます。以上です。

【奥会長】

【土地区画整理事業者】

はい、ありがとうございます。何か御回答ございますか、事業者の方。

土地利用につきましては、地権者の方ともお話ししていますし、市民意見も聞いてきてこの土地利用を決めてきた部分がございます。そのような中でゾーニングが決まっている部分がございますので、環境と土地利用がなかなかマッチしない部分はございますが、今のこの土地利用を踏まえてまちづくりをやっていきたいという形で、これはもう対外的にも結構言ってきている部分がございますので、そういう形でやっていく、そんな中で、どこまで環境に配慮した形で対応ができるのかということで、今、相沢川は下流側で何とかやっていこうということですか、それだけではなくて、既存樹木を生かしてどこまで、こうできないかとか、そういうことをこれから考えているところでございますので、土地利用の中で相沢川の

位置付けを変えるのは、今、かなり厳しい状況でございますので、それを踏まえた形で、何ができるかということを引き続き、事業実施段階で進めていきたい、考えていきたいというところでございます。

【宮澤委員】

追加で言わせてもらえれば、一体的な宅地の利用、それは大事なのでよく分かります。しかし、その工夫が暗渠化か、それだけなのかとそういうことです。本当に考えているのかとなります。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。藤倉委員はもう御退出されましたか。もういらっしゃらないですね。チャットの方で、藤倉委員から、補足資料46番の建設発生指定処分については、藤倉委員の御意見に対応していただいたものですが、「これで結構です」ということでございます。それでは、16時半で、(終了を) 予定している時間になってしまいましたけれども、手を挙げてらっしゃる方はもういらっしゃらないかと思えます。ひととおり御意見は、現時点ではいただいたということで、あと1回、事業者の方から補足説明をしていただく機会を設けるということになっております。そして、本日また持ち帰っていただく事項も何件かあったかと思えますので、次回に向けて、是非十分な資料の内容を御準備いただきまして、今日もたくさん出ましたけれども、評価書の方でできるだけ具体化した内容の充実を図っていただくということに繋げていただくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。それでは、よろしいでしょうか。事業者の方に対しての質問は、以上とさせていただきます。両事業者の皆様、ありがとうございました。

(2事業者退場)

オ 審議 (2事業)

【奥会長】

ありがとうございます。では、最初の公園整備事業とそれから今の土地区画整理事業、両事業についての審議に入ります。追加で御意見はございますか。はい。片谷委員、お願いします。

【片谷委員】

先ほど発言した件ですが、趣旨としては、多分、公園整備事業の方で議論するような話かと思えます。要は防災拠点にすることと生態系の保全というのは、私は両立しないと思っていますので、そこは明らかにしていただく必要があるということは何らかの形で回答いただければと思っています。

【奥会長】

はい、分かりました。これは公園整備事業の方(で扱うのか区画整理事業の方で扱うのか)、事務局の方で切り分けを御検討いただいて、事業者の方とも御相談ください。

【事務局】

何点かございます。最初の方にお話をしておけばよかったのですが、区画整理事業については、委員の方からもう少し審議が必要だということで、今月の29日にもう1回行う予定です。事業者の説明もそこです。今日、何点か評価書等でしっかり書いてくださいとお話があったところについて、事務局の方でも確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。まず横田委員の(御意見が)何点かあったので、後ほど、横田委員にメールで確認させていただいてもよろしいでしょうか。

【横田委員】

はい、承知しました。

【事務局】

酒井委員から、生き物関係の調査の関係があったと思えますので、これについては、前回、事業者が動物の関係の調査方法をまとめるような話を

されていましてので、次回、そのような回答をさせていただければと思います。

【酒井委員】

分かりました。

【事務局】

今の片谷委員の関係で、防災拠点は公園とは両立しないという話なので、逆に両立することを何か。

【奥会長】

生態系の保全とは両立すべきではない。

【事務局】

そうですね。その辺りの事業者の考え方を整理していただくことでよろしいですか。

【片谷委員】

エリアを分けられるのであれば回避できる話です。普段公園として使っているところを、非常時には防災拠点にすることだと、要するに公園の生態系を破壊されるということになるので、実際に阪神や東日本の被災地で行われているのは、そのような場所はグラウンドにしておく、生態系を保全するための場所ではなく、運動のスペースとして使っておいて、災害が発生したら防災拠点にする、という計画になっているところが大半だと私は思っています。

【事務局】

分かりました。

【片谷委員】

公園と曖昧になっているのが、場所を分けるのか、分けないのかというのも今日、回答がなかったもので…。

【事務局】

エリアを分けるかどうかは再度確認はします。確認させていただいて、その辺を含めて事業者の方から回答させればよろしいでしょうか。

【片谷委員】

はい。それを区画整理事業の方から回答してもらうのか、公園整備事業で回答してもらうのかは、事務局の判断にお任せします。

【事務局】

分かりました。道路の関係がございましたけれども、それはどうされますか。

【片谷委員】

道路は、防災拠点だと重機を積んだ大きいトレーラーとかも入ってこなければなりません。ですから通常の2車線道路という感じだと足りなくなるといって、災害時には出入りが急に増えるので、出入りが何方向かなければ、下手をすると役に立たない防災拠点になり兼ねないという問題があるという意味の指摘です。

【事務局】

先ほど事業者の方から、例えば、環状4号の拡幅や道路を新しく敷設するなどのお話がありましたけれども、そのようなことを書いていただく形になるかと思えます。

【片谷委員】

どちらかと言うと、区画整理事業の開発区域の中での道路が足りないのではないかという指摘です。周辺はそれなりに広い道路があるのですけれども、結局、拠点ですから、そこに車がたくさん出入りするわけで、そのための出入りのルートが足りないのではないかということです。

【事務局】

分かりました。この辺は、先ほど横田委員の話の中で出てきた広域拠点の話の中で、総務局の危機管理室のところの話の中でも、なかなかはっきりしたものが分からなかったという話を聞いていますので、具体的に、(防災拠点の)中の道路のエリアや面積はなかなか分からないのではないかと思います。

【片谷委員】

そうなのですね。それは理解をしますけれども、ただ、実際つくってみたら緑地になるはずの部分が削られて道路が広がっていたというのでは、本来、アセスとしては問題があるので、そこが気になって発言したという次第です。限界はあると思えますので、どこまで言うかは事務局で判

断りいただいて結構です。

【事務局】 分かりました。道路を含めた防災拠点の運用の仕方、考え方的なところなどを書いていただくような形にしたいと思います。

【片谷委員】 それで結構です。

【奥会長】 藤井委員、すみません。手を挙げてらっしゃいますか。

【藤井委員】 はい。質問なのですけれども、水田の話がたくさん出てきたと思うのですけれども、この時点で水田を残して欲しいというのは無理ですよね。他のところに代替で創造して欲しいというような話を、どこまで押せるのか（言えるのか）というのは、この段階ではお願いはしたけれども、もう難しい話なのか、その辺を教えてくださいなと思ったのです。

【事務局】 確認はしますけれども、事業者から、基本的に地権者さん、営農者さんの意向によって、農地を継続するかどうかという話を聞いており、先ほど事業者からも説明がありましたけれども、今、地権者さんの中で水田を希望する方は基本的にはいないという話をされていまして、もう一度確認させていただきましますけれども、行政の方で水田をつくったり、そういうことができるのかどうかも含めて確認させていただいてよろしいですか。

【藤井委員】 先ほどの事業者の方の説明だと、地権者の人がやらないと言ったところよりは、土地を平らにすると水を回せないから難しいよと言ったところ、要は水田と平らにすること、どちらを取るのか言ったところ、平らにする方を取るという回答をされていたので、でも、それはやりようによっては、切り回しをする位の労力をかけるわけですから、水田に水をまわすこと位は簡単だと思うのです。ですので、実際にどのような話をされたかというのは分かりませんし、農地として別の場所にまたつくろうとすると農地法で農地に転換してなど、面倒な話になるのかもしれないですし、実際、乾燥した農耕地と違って水田を維持するのは本当に大変で、誰かがやらないと駄目になってしまうものなので、ただ、やはり水田の価値というのは、生態系的にも他では得られないものはたくさんあるので、是非押し付けて欲しいです。というのは、私、次回の審査会に出席できないので、その点も確認しておいて、是非会長かどなたか押しただけなのであれば押し付けて欲しいというところのお願いでした。

【事務局】 水田の話につきまして、再度もう一度、事業者の方に確認して、より詳しく聞いて藤井委員にも事前に御回答を送らせていただきますので、御確認いただければと思います。

【藤井委員】 はい、よろしくお願ひします

【奥会長】 ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。今ある生態系が可能な限り護られる方向で事業がなされるのが望ましいことは望ましいのですけれども、なかなかアセス審査会として計画をこうしろ、と言える役割を担っているわけではないので、環境配慮がしっかりと組み込まれていくことを可能な限り担保しようということではありますが、手続きを踏んで、最終的に具体的な計画や保全措置は事業者の責任で判断していくという、そのための手続きという位置づけで、なかなかの難しいところであり、忸怩たる思いがありますが。酒井委員が手を挙げてらっしゃいますか、どうぞ。

【酒井委員】 今の（話）に関連して、定まったことかもしれないのですけれども、先

ほど事業者の説明の中で、地権者は「上瀬谷ではいや」というような言い方を何度もされていました。ということは、他の場所でその代わりの水田が担保されるような、もっと広域的な目を見た環境保全のようなことを考えておられるのかと（思いました。）その情報もいただければと思います。

【奥会長】 先ほどの回答の仕方だと、そのようなことを考えているのかと思わせるような回答の仕方だったので（ということですか）。では、そこは事務局から確認していただけますか。上瀬谷以外では水田が守られるという前提なのかどうかということです。

【事務局】 分かりました。

【奥会長】 はい、他はいかがでしょうか。よろしいですか。公園整備事業の方は、事業者による補足説明は全て終了ということで。しかし、先ほどの防災拠点の話がありましたか…。

【事務局】 区画整理の方の事業者の方で回答させていただければと思います。

【奥会長】 はい、分かりました。では、公園整備事業の方は、全て補足説明は終了という扱いにさせていただきますでしょうか。

【事務局】 はい、それでお願いできればと思います

【奥会長】 はい、分かりました。では、そちらについては、次回、答申をまとめるに当たっての審議内容の確認が必要なので、事務局は公園整備事業の方法書に対しての答申をまとめるに当たっての検討事項一覧を御用意ください。

【事務局】 分かりました。

【奥会長】 それから、上瀬谷土地区画整理事業については、まだ補足説明をしていただく事項が残っていますので、こちらはあと1回、今月29日ですか。

【事務局】 そうです。

【奥会長】 ということです。では、改めて今後の予定を教えてください。

【事務局】 先ほどもお話しましたが、土地区画整理事業については、今日も何点か宿題をいただきましたので、もう1回審議を設ける予定としております。基本的には、事業者が説明する機会については次回を最後にしたいと思いますが、その後は12月になりますので、答申案の審議をお願いできれば思っているところでございます。以上です。

【奥会長】 分かりました。土地区画整理事業については、次回が事業者からの説明を受ける最後の機会ということになりますので、本日、まだ十分に御意見等出し切れなかった方も、そういう場合もあろうかと思っておりますので、追加の御質問、御意見がございましたら、（電子）メールで事務局に御提出いただくようお願いいたします。事務局におかれては、事業者からの補足説明について、十分に事前に調整をしていただいて、次回、十分な説明がなされるように準備を進めていただきたいと思います。

【事務局】 はい、分かりました。29日まで2週間位しかないのです、特に横田委員の質問について、補足資料を作るものは早急にお聴きしたいと思っております。なるべく早くいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

【横田委員】 はい、承知しました。

【奥会長】 はい、よろしくようお願いいたします。他によろしければ、本件に関する審議はここまでといたします。本日の審議内容については、会議録案で御確認いただくということでお願いいたします。では、かなり時間を超過して

しまいましたけれども、本日予定されていた議事は全て終了いたしました。事務局にお返しします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・ (仮称) 横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・ (仮称) 横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書 添付に関する補足資料 事業者資料
 - ・ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・ (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
 - ・ 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・ 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料 事業者資料